

刈谷田川土地改良区定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名 称 及 び 認 可 番 号)

第 2 条 この土地改良区は、刈谷田川土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、新潟県第 3 6 2 号である。

(地 区)

第 3 条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事 業)

第 4 条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

一 地区内のかんがい排水に必要な施設及び地区内農道の維持管理を次に掲げる地区に区分して行う。

(一) 刈谷田川地区

(二) 刈谷田川大堰地区

(三) 刈谷田川左岸地区

(四) 尾崎川原開田地区

2 この土地改良区は、信濃川に設置された頭首工並びに福島江水路及び構造物の維持管理を行うため、福島江刈谷田川大堰土地改良区連合に所属する。

3 この土地改良区は、第 1 項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、次に掲げる事業によって造成された施設を管理委託又は譲与される場合は、これを受託し又は譲り受ける。

一 国営刈谷田川右岸農業水利事業

二 国営附帯県営刈谷田川右岸地区用排水改良事業

三 県営今町郷地区用排水改良事業

四 県営福多地区区画整理事業、土地改良総合整備事業、排水対策特別事業（一体施行）

- 五 県営坂井地区ため池等整備事業（用排水施設整備）
 - 六 県営川通地区区画整理事業、土地改良総合整備事業（一体施行）
 - 七 県営元町地区ため池等整備事業
 - 八 県営大和地区区画整理事業、土地改良総合整備事業（一体施行）
 - 九 荒井地区県営土地改良施設整備事業
 - 十 県営大面地区区画整理事業、土地改良総合整備事業（一体施行）
 - 十一 県営吉野屋地区水田農業確立排水対策特別事業
 - 十二 県営見附地区担い手育成基盤整備事業
 - 十三 県営大面西部地区担い手育成基盤整備事業
 - 十四 県営川通北地区担い手育成基盤整備事業
 - 十五 県営本成寺地区水田農業経営確立排水対策特別事業
 - 十六 県営刈谷田川大堰地区かんがい排水事業
 - 十七 国営刈谷田川右岸排水地区施設応急対策事業
 - 十八 県営低位部 2 号支線排水路地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業
 - 十九 県営佐印川排水路地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設整備」）事業
- 5 この土地改良区は、土地改良事業（土地改良事業に附帯する事業を含む。）に関する業務を委託される場合は、これを受託することができるものとする。
 - 6 この土地改良区は、第 1 項第 1 号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で多面的機能支払制度に係る、管内活動組織に参画し、保全向上活動を行う。

（事務所の所在地）

第 5 条 この土地改良区の事務所は、新潟県見附市上新田町 3 0 8 5 番地に置く。

（公告の方法）

第 6 条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は新潟日報に掲載するものとする。

第 2 章 会 議

（総 代 会）

第 7 条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第 8 条 総代の定数は、95人とする。

(総代の選挙)

第 9 条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第 10 条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。

ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規程にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第 11 条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第 12 条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第 13 条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(議決方法の特例等)

第 14 条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 15 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議 長)

第 16 条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総 会)

第 17 条 第 13 条から前条までの規定は、総会について準用する。

第 3 章 役 員

(役員 の 定 数)

第 18 条 この土地改良区の役員定数は、理事 15 人及び監事 3 人とする。

(役員 の 選 挙)

第 19 条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

(理 事 長)

第 20 条 理事は、理事長 1 人を互選するものとする。

第 21 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事 務 の 決 定)

第 22 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。

ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監 事 の 職 務)

第 23 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員 の 任 期 等)

第 24 条 役員の任期は 4 年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。

ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙さ

れる役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員 の 失 職)

第 25 条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

第 4 章 経 費 の 分 担

(経費分担の基準)

第 26 条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準に基づき賦課する。

一 刈谷田川地区維持管理費

当該事業施行に係る土地につき次の基準により賦課する。

1等地	田（圃場一般区域、圃場用水受益）	10a当り	2.03	個
2等地	田（見附圃場左岸区域、圃場補償揚水{大面西部・見附}）	10a当り	1.34	個
3等地	田（川通北地区、圃場用水受益{川通北区域外}）	10a当り	1.78	個
4等地	田（圃場区域外）	10a当り	1.00	個
5等地	田（圃場区域外{開田}、圃場用水受益{旧押切江地区}、排水受益区域）	10a当り	0.75	個
6等地	田（見附市都市排水区域）	10a当り	0.50	個
7等地	畑（刈谷田川右岸地区）{見附市都市排水区域除く}	10a当り	0.375	個
8等地	田（圃場用水受益）{尾崎川原区域、今井川原区域}	10a当り	1.25	個
9等地	畑（見附圃場左岸区域）	10a当り	0.124	個

二 刈谷田川大堰地区維持管理費

当該事業施行に係る土地につき次の基準により賦課する。

1等地	田（直接受益地区）	10a当り	1.0	個
2等地	田（間接受益地区）	10a当り	0.25	個
3等地	田（川通北地区）	10a当り	0.029	個

4等地	田（池之島地区）	10a 当り	0.318 個
5等地	田（坪根地区）	10a 当り	0.144 個

三 刈谷田川左岸地区維持管理

刈谷田川及び福島江より取水する揚水機及び用水路の維持管理に要する経費は、当該事業の施行に係る田につき西小川江鶴島江、大江の各区域毎に地積割に賦課する。

四 尾崎川原開田地区維持管理費

当該事業施行に係る田につき地積割に賦課する。

- 2 この土地改良区の所属する福島江刈谷田川大堰土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準に基づき賦課する。

1等地	田（直接受益地区）	10a 当り	1.0 個
2等地	田（間接受益地区）	10a 当り	0.25 個
3等地	田（川通北地区）	10a 当り	0.029 個
4等地	田（池之島地区）	10a 当り	0.318 個
5等地	田（坪根地区）	10a 当り	0.144 個

- 3 前2項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地につき次に掲げる基準に基づき賦課する。

1等地	田	2等地3等地及び5等地6等地に掲げる地区以外の地区	10a 当り	1.0 個
2等地	田	県営五十嵐川沿岸地区用排水改良事業の用水受益地区、見附圃場左岸区域、尾崎川原開田地区及び今井川原地区	10a 当り	0.75 個
3等地	田	刈谷田川左岸地区（うち、見附圃場左岸区域除く）及び見附市都市排水地区	10a 当り	0.5 個
4等地	畑	刈谷田川右岸地区（尾崎川原開田地区、今井川原地区を除く）及び見附圃場左岸区域の畑	10a 当り	0.2 個
5等地	田	刈谷田川左岸地区（うち、池之島地区）	10a 当り	0.159 個
6等地	田	刈谷田川左岸地区（うち、坪根地区）	10a 当り	0.072 個

- 4 地区内の土地改良事業施行のための調査（県営を含む）に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該調査地区の土地につき地積割に賦課する。

（分 担 金）

第 27 条 この土地改良区は、法第 9 1 条の規定に基づき次に掲げる県営土地改良事業の分担金を負担する。

- 一 県営刈谷田川右岸排水機場維持管理事業
- 二 県営信濃川右岸地区かんがい排水事業
- 三 県営低位部 2 号支線排水路地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業
- 四 県営佐印川排水路地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設整備」）事業

2 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準に基づき賦課する。

- | | | | | |
|------|-------------------------------------|----------|-------|---|
| 1 等地 | 田（圃場一般区域、圃場用水受益） | 1 0 a 当り | 2.03 | 個 |
| 2 等地 | 田（見附圃場左岸区域、圃場補償揚水{大面西部・見附}） | 1 0 a 当り | 1.34 | 個 |
| 3 等地 | 田（川通北地区、圃場用水受益{川通北区域外}） | 1 0 a 当り | 1.78 | 個 |
| 4 等地 | 田（圃場区域外） | 1 0 a 当り | 1.00 | 個 |
| 5 等地 | 田（圃場区域外）{開田}、圃場用水受益{旧押切江地区}、排水受益区域） | 1 0 a 当り | 0.75 | 個 |
| 6 等地 | 田（見附市都市排水区域） | 1 0 a 当り | 0.50 | 個 |
| 7 等地 | 畑（刈谷田川右岸地区）{見附市都市排水区域除く} | 1 0 a 当り | 0.375 | 個 |
| 8 等地 | 田（圃場用水受益）{尾崎川原区域、今井川原区域} | 1 0 a 当り | 1.25 | 個 |
| 9 等地 | 畑（見附圃場左岸区域） | 1 0 a 当り | 0.124 | 個 |

3 第 1 項第 2 号の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準に基づき賦課する。

- | | | | | |
|------|-----------|----------|-------|---|
| 1 等地 | 田（直接受益地区） | 1 0 a 当り | 1.0 | 個 |
| 2 等地 | 田（間接受益地区） | 1 0 a 当り | 0.25 | 個 |
| 3 等地 | 田（川通北地区） | 1 0 a 当り | 0.029 | 個 |

4等地 田（池之島地区）	10a 当り	0.318 個
5等地 田（坪根地区）	10a 当り	0.144 個

（賦課徴収の方法）

第 28 条 前3条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

（特別徴収金）

第 29 条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第 30 条 この土地改良区は、法第90条の2及び法第91条の2の規定に基づき、次に掲げる事業に係る特別徴収金を負担する。

- 一 県営信濃川右岸地区かんがい排水事業
- 二 国営刈谷田川右岸排水地区施設応急対策事業
- 三 県営刈谷田川大堰地区かんがい排水事業
- 四 県営低位部2号支線排水路地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業
- 五 県営佐印川排水路地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設整備」）事業

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）

第 31 条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

（過怠金）

第 32 条 第26条、第27条、第28条、第30条又は第31条の規定により賦課された賦課金を滞納した場合には、その滞納の日数に応じて滞納額につき年14.6パーセントの割合により計算した金額の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料50円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

(議員の選出)

第 33 条 この土地改良区が選出すべき福島江刈谷田川大堰土地改良区連合の議員は、組合員である総代のうちから理事会において 11 人を選出する。

2 前項の議員のうち 1 人は理事長をもってこれにあて、他の 10 人の被選出区及びその区域から選出すべき議員の定数は次のとおりとする。

ただし、各被選出区において選任すべき議員定数の半数以上は理事のうちから選任するものとする。

被選出区	被 選 出 区 域		定数
	市町村	大 字 名 (町名)	
第 1	長岡市	中之島、猫興野、真弓、野口、六所、鶴ヶ曾根、亀ヶ谷新田、杉之森、中之島高畑、灰島新田、大口、大曲戸新田、大曲戸、坪根、池之島、押切新田、思川新田、中興野、押切川原町、北中之島、中之島中央、南中之島	2 人
第 2	見附市	新潟町、小栗山町、指出町、下鳥町、片桐町、芝野町、内町、戸代新田町、本所町、本所、仁嘉町、本町、学校町、元町、昭和町、反田町、北野町、傍所町、青木町、山吉町、速水町、福島町、市野坪町、加坪川町、柳橋町、葛巻町、葛巻、鹿熊町、漆山町、今町、上新田町、下関町、三林町、釈迦塚町、田之尻町、坂井町、東今町、西今町、新潟東町、新潟西町、葛巻東町、葛巻西町、葛巻南町	4 人
	長岡市	百束町、福井町	

第 3	三 条 市	金子新田、南入蔵、入蔵新田、土場、直江町、小古瀬、中島、千把野新田、善久寺、芹山、渡前、中曽根新田、鬼木新田、鬼木、尾崎、今井野新田、泉新田、岡野新田、貝喰新田、福島新田、新堀、東光寺、若宮新田、一ツ屋敷新田、猪子場新田、小滝、高安寺、大面、北潟、矢田、吉野屋、蔵内、茅原、戸口、安代、前谷内、帯織、山王、岩淵、栄荻島、九之曾根、帯織北、帯織南、山王西、川通中町	4 人
	長 岡 市	大沼新田	

(議員の失職)

第 34 条 前条の規定により選出した議員が総代の職を失ったときは、議員の職を失う。

第 6 章 雑 則

(事務局、委員会及び係)

第 35 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として事務局を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会及び係を置く。

3 理事会は、前項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加 入 金)

第 36 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 37 条 前条の規定による加入金、法第 42 条第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第 53 条の 8 第 2 項の規定により徴収すべき金銭、同条第 3 項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第 33 条の規定を準用する。

(基 本 財 産)

第 38 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第 39 条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第 40 条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第 41 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則（昭和51年1月24日新潟県指令農計第8号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。
- 2 附属書役員選挙規程第2条（被選挙区）は、第1回総選挙のときから適用するものとし、設立当時の役員の選任については適用しない。
- 3 第24条の規定による福島江刈谷田川大堰土地改良区連合の議員については、この土地改良区設立の後、新たに選出されるまでの間は、刈谷田川大堰土地改良区選出の議員をもってこれにあてる。

附 則（昭和53年4月27日新潟県指令農計第264号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（昭和53年9月28日新潟県指令農計第621号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（昭和55年5月30日新潟県指令農計第342号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（昭和56年6月8日新潟県指令農計第271号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（昭和57年2月24日新潟県指令農計第782号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

(維持管理負担に対する移行措置について)

- 2 定款第26条、第27条の6等地内の田については、高位部支線排水路及び山王排水路の受益発生まで維持管理負担金は1/2とする。

畑については、徴収しない。

- 3 定款第26条、第27条の7等地内の田、畑については、高位部支線排水路及び昭

和江 1 号支線用水路の受益発生まで維持管理負担金は徴収しない。

- 4 定款第 26 条、第 27 条の 11 等地内の田については、大面江 1 号支線用水路の受益発生まで維持管理負担金は $3/4$ とする。

畑については、前号の $1/2$ とする。

- 5 定款第 26 条、第 27 条の 10 等地内貝喰川左岸地区の田については、中曽根用水路の受益発生まで維持管理負担金は $3/4$ とする。

畑については、前号の $1/2$ とする。

附 則（昭和 57 年 9 月 8 日新潟県指令農計第 625 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 2 月 15 日新潟県指令農計第 33 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 11 月 28 日新潟県指令農計第 703 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

- 2 この定款変更中第 24 条の規定は、次の役員改選の日から適用し、それまでの間はなお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 11 月 28 日新潟県指令農計第 704 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 6 月 24 日新潟県指令農計第 197 号の 2）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 7 月 28 日新潟県指令農計第 278 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 12 月 26 日新潟県指令農計第 677 号の 2）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

ただし、この定款変更中第 8 条及び第 16 条並びに附属書役員選挙規程第 2 条第 2 項の規定の変更は、現任総代及び役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則（昭和 63 年 6 月 9 日新潟県指令農計第 204 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成元年 5 月 1 日新潟県指令農計第 57 号）

- 1 この定款は認可の日より施行する。

附 則（平成 2 年 5 月 1 日新潟県指令農計第 83 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 11 日新潟県農計第 185 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成 8 年 5 月 23 日新潟県指令農計第 101 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成 9 年 6 月 12 日新潟県農計第 134 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 10 日新潟県農計第 7 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成 13 年 11 月 26 日新潟県農計第 450 号）

- 1 この定款は認可の日より施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 25 日新潟県三農地第 1063 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

ただし、この定款中第 8 条及び第 16 条並びに附属書役員選挙規程第 2 条第 2 項の規定の変更は、現任総代及び役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則（平成 15 年 4 月 18 日新潟県三農地第 98 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成 15 年 12 月 10 日新潟県三農地第 1015 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

ただし、この定款中第 24 条及び同条第 2 項の規定の変更は、現任総代及び役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日新潟県三農地第 1458 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 6 日新潟県三農地第 573 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 3 日新潟県三振農第 1 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 26 日新潟県三振農第 777 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

ただし、この定款中第 4 条第 1 項、第 25 条、第 26 条及び第 27 条の規定の変更は、平成 20 年 4 月 1 日より適用するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則（平成 20 年 4 月 17 日新潟県三振農第 45 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

ただし、この定款変更中第 3 条別表、第 8 条及び第 24 条第 2 項並びに、附属書役員選挙規程第 2 条第 2 項の規定の変更は、県営圃場整備事業川通北地区の換地処分公告

のあった翌日から適用し、それまではなお従前の例による。

附 則（平成 20 年 12 月 2 日新潟県三振農第 755 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 15 日新潟県三振農第 798 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

ただし、定款第 4 条第 6 項の規定の変更は、平成 24 年 4 月 1 日に遡り適用する。

附 則（平成 26 年 6 月 5 日 新潟県三振農第 194 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

ただし、定款第 4 条第 6 項、第 31 条の規定の変更は、平成 27 年 4 月 1 日に遡り適用する。

附 則（平成 27 年 8 月 27 日 新潟県三振農第 379 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 23 日新潟県三振農第 193 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 20 日新潟県三振農第 162 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 21 日新潟県三振農第 120 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 28 日新潟県三振農第 465 号認可）

- 1 この定款は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 5 月 15 日新潟県三振農第 79 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

附 則（令和 年 月 日新潟県三振農第 号）

- 1 この定款は認可の日から施行する。

(別 表) 定款第3条 土地改良区の地区

市町村名	大字名 (町名)	地 域
三 条 市	東 本 成 寺	一部の田、畑
	西 中	同
	五 明	同
	東 鱒 田	一円の田、畑
	西 鱒 田	同
	金 子 新 田	同
	袋	同
	南 入 蔵	同
	入 蔵 新 田	同
	長 嶺	一部の田、畑
	吉 田	同
	片 口	同
	如 法 寺	同
	月 岡	同
	土 場	一円の田、畑
	西 本 成 寺	一部の田、畑
	直 江 町	一円の田、畑
	大 野 畑	一部の田、畑
	小 古 瀬	一円の田、畑
	中 島	同
	千 把 野 新 田	同
	善 久 寺	同
	芹 山	同
	渡 前	同
	中 曾 根 新 田	同

市町村名	大字名 (町名)	地 域
三 条 市	鬼 木 新 田	一円の田、畑
	鬼 木	同
	尾 崎	一部の田、畑
	今 井	同
	今 井 野 新 田	同
	泉 新 田	一円の田、畑
	岡 野 新 田	同
	貝 喰 新 田	同
	福 島 新 田	同
	新 堀	同
	東 光 寺	同
	若 宮 新 田	同
	一ツ屋敷新田	同
	猪 子 場 新 田	同
	小 滝	一部の田
	高 安 寺	一部の田、畑
	大 面	同
	北 潟	同
	矢 田	同
	吉 野 屋	同
	蔵 内	一円の田、畑
	茅 原	同
	戸 口	同
	安 代	同
	前 谷 内	同
	帯 織	同

市町村名	大字名 (町名)	地 域
三 条 市	山 王	一円の田、畑
	岩 淵	同
	栄 荻 島	同
	九 之 曾 根	同
	帯 織 北	同
	帯 織 南	同
	山 王 西	同
	川 通 西 町	同
	川 通 中 町	同
	川 通 東 町	同
見 附 市	新 潟 町	一部の田、畑
	小 栗 山 町	同
	指 出 町	一円の田、畑
	下 鳥 町	同
	片 桐 町	同
	芝 野 町	同
	内 町	一部の田、畑
	戸 代 新 田 町	一円の田、畑
	本 所 町	一円の田
	本 所	一円の田、畑
	仁 嘉 町	一円の田
	本 町	一部の田
	学 校 町	一円の田、畑
	元 町	一部の田、畑
	昭 和 町	一部の田
	反 田 町	一円の田、畑

市町村名	大字名 (町名)	地 域
見 附 市	北 野 町	一円の田、畑
	傍 所 町	同
	青 木 町	同
	山 吉 町	同
	速 水 町	同
	福 島 町	同
	市 野 坪 町	同
	加 坪 川 町	同
	柳 橋 町	同
	葛 巻 町	一部の田、畑
	葛 巻	一部の田
	鹿 熊 町	一円の田、畑
	漆 山 町	一部の田
	今 町	一円の田、畑
	上 新 田 町	同
	下 関 町	一部の田、畑
	三 林 町	同
	釈 迦 塚 町	一円の田、畑
	田 之 尻 町	同
	坂 井 町	同
	東 今 町	同
	西 今 町	同
	新 潟 東 町	同
	新 潟 西 町	同
	葛 巻 東 町	同
	葛 巻 西 町	同

市町村名	大字名 (町名)	地 域
見 附 市	葛 卷 南 町	一円の田、畑
長 岡 市	中 之 島	一円の田
	猫 興 野	同
	真 弓	同
	野 口	一部の田
	六 所	同
	鶴 ケ 曾 根	同
	亀 ケ 谷 新 田	同
	杉 之 森	同
	中 之 島 高 畑	同
	灰 島 新 田	同
	大 口	同
	大 曲 戸 新 田	同
	大 曲 戸	同
	坪 根	同
	池 之 島	同
	押 切 新 田	一円の田
	思 川 新 田	同
	中 興 野	同
	大 沼 新 田	一部の田、畑
	百 束 町	一部の田
	福 井 町	同
	押 切 川 原 町	一円の田、畑
	北 中 之 島	一部の田
	中 之 島 中 央	同
	南 中 之 島	同

刈谷田川土地改良区定款附属書総代選挙規程

(総代の被選挙権)

第 1 条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 未成年者
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの

(選挙区等)

第 2 条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

2 総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区 域		総代数
	市町村	大 字 (町)	
第 1 区	三 条 市	西鱒田、長嶺、吉田、片口、如法寺、月岡	4 人
第 2 区	三 条 市	東鱒田、金子新田（うち字二十目、双葉、ニタ葉、ササラ波、下新田、梶田{通称下新田}を除く）、袋、南入蔵、入蔵新田	5 人
第 3 区	三 条 市	東本成寺、西中、五明、金子新田（うち字二十目、双葉、ニタ葉、ササラ波、下新田、梶田{通称下新田}）、土場、西本成寺、直江町	4 人
第 4 区	三 条 市	小古瀬、中島、千把野新田、善久寺、芹山、渡前、中曾根新田、岡野新田のうち字家付、村下、村東（半ノ木）、福島新田の一部（丙）	8 人
第 5 区	三 条 市	大野畑、鬼木新田、鬼木、尾崎、今井、今井野新田、泉新田、岡野新田のうち字家付、村下、村東（半ノ木）を除く、貝喰新田、川通西町、川通中町、川通東町	11 人
	長 岡 市	大沼新田	

第6区	三 条 市	福島新田の一部（丙を除く）、新堀、東光寺、若宮新田、一ツ屋敷新田、猪子場新田	7 人
第7区	三 条 市	小滝、高安寺、大面、北潟、矢田、吉野屋	5 人
第8区	三 条 市	蔵内、茅原、戸口、安代、前谷内、帯織、山王、岩淵、栄荻島、九之曾根、帯織北、帯織南、山王西	9 人
第9区	見 附 市	仁嘉町、昭和町、反田町、北野町、傍所町、青木町、山吉町、速水町、福島町、市野坪町、加坪川町、柳橋町、葛巻町、葛巻、鹿熊町、漆山町、葛巻東町、葛巻西町、葛巻南町	11 人
	長 岡 市	百束町、福井町	
第10区	見 附 市	新潟町、小栗山町、指出町、下鳥町、片桐町、芝野町、内町、戸代新田町、本所町、本所、本町、学校町、元町、新潟東町、新潟西町	11 人
第11区	見 附 市	今町、上新田町、下関町、三林町、釈迦塚町、田之尻町、坂井町、東今町、西今町	11 人
第12区	長 岡 市	中之島、猫興野、真弓、野口、六所、鶴ヶ曾根、亀ヶ谷新田、杉之森、中之島高畑、灰島新田、大口、大曲戸新田、大曲戸、坪根、池之島、押切新田、思川新田、中興野、押切川原町、北中之島、中之島中央、南中之島	9 人
合 計			95 人

3 選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

(選挙の時期)

第 3 条 総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の公告)

第 4 条 選挙の期日は、その期日から5日前までに公告するものとする。

2 前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

(投票区等)

第 5 条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。

2 投票区ごとに一投票所を置く。

3 第1項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

(選挙管理者等)

第 6 条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと（前条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあっては投票区ごと）に指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。

(選挙管理者の職務)

第 7 条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

(投票管理者の職務)

第 8 条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

3 選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(開票管理者の職務)

第 9 条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

第 10 条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

(選挙立会人等)

第 11 条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各 2 人（投票立会人及び開票立会人にあつては、選挙区ごと（第 5 条第 1 項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあつては投票区ごと）に各 2 人）を指名するものとする。

ただし、第 19 条第 1 項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。

2 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

(投票)

第 12 条 投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名（法人にあつては、その名称。以下同じ。）を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、1 人とする。

4 投票開始の時刻は午前 9 時とし、投票終了の時刻は午後 3 時とする。

5 午後 3 時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

第 13 条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものと

する。

(開 票)

第 14 条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無 効 投 票)

第 15 条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。

ただし、職業、身分、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

三 当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの

四 被選挙権のない者の氏名を記載したもの

五 総代の候補者の氏名を自書しないもの

六 総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

七 投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したものの

八 当該選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第 16 条 当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。

2 総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から 2 日間の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。

3 総代の候補者を推薦するには組合員 5 人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

4 この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の 3 日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

ただし、第 19 条第 1 項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第 21 条第 1 項の公告を行うものとする。

5 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

- 6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第17条第2項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第17条 選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。

- 2 総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票数がなければならない。

- 2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第19条 総代の候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

- 2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。

- 3 前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第20条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第21条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第22条 当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び総代の就任)

第 23 条 選挙管理者は、第 21 条第 2 項（前条第 2 項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第 24 条の規定による当選、第 25 条の規定による当選及び第 27 条の規定による選挙並びに土地改良法（以下「法」という。）第 23 条第 4 項において準用する第 29 条の 3 の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消の場合の措置)

第 24 条 法第 136 条の規定により当選の取消があったときは、理事長は、直ちに第 18 条の例により当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第 20 条から前条までの規定を準用する。

(再 選 挙)

第 25 条 第 18 条から第 22 条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第 136 条の規定による選挙若しくは当選の取消の場合（前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠総代の繰上補充)

第 26 条 選挙後 1 箇年以内に総代の欠員が生じた場合において、第 18 条第 1 項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第 18 条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第 20 条から第 23 条までの規定を準用する。

(補 欠 選 挙)

第 27 条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。

ただし、欠員数が当該選挙区の定数の 6 分の 1 未満であるとき（総代の定数が 2 人以上 6 人未満である選挙区にあっては、欠員数が 1 人であるとき）

又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6箇月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の3分の2に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。

（総 選 挙）

第 28 条 総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

刈谷田川土地改良区定款附属書役員選挙規程

(役員 の 被 選 挙 権)

第 1 条 次に掲げる者は、役員 の 被 選 挙 権 を 有 し ない。

- 一 組合員でない者
- 二 法人
- 三 未成年者
- 四 破産者で復権のできないもの
- 五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

(役 員 の 選 挙)

第 2 条 役員は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。

2 前項の規定による役員 の 被 選 挙 区 及 び そ の 区 域 か ら 選 挙 す べ き 役 員 の 定 数 は、次の通りとする。

被選挙区	被 選 挙 区 域		定 数	
	市町村	大 字 (町)	理事数	監事数
第 1 被選挙区	三 条 市	大野畑、小古瀬、中島、千把野新田、善久寺、芹山、渡前、中曽根新田、鬼木新田、鬼木、尾崎、今井、今井野新田、泉新田、岡野新田、貝喰新田、福島新田、新堀、東光寺、若宮新田、一ツ屋敷新田、猪子場新田、小滝、高安寺、大面、北潟、矢田、吉野屋、蔵内、茅原、戸口、安代、前谷内、帯織、山王、岩淵、栄荻島、九之曾根、帯織北、帯織南、山王西、川通西町、川通中町、川通東町	6 人	1 人
	長 岡 市	大沼新田		

第 2 被選挙区	見 附 市	新潟町、小栗山町、指出町、下鳥町、片桐町、芝野町、内町、戸代新田町、本所町、本所、仁嘉町、本町、学校町、元町、昭和町、反田町、北野町、傍所町、青木町、山吉町、速水町、福島町、市野坪町、加坪川町、柳橋町、葛巻町、葛巻、鹿熊町、漆山町、今町、上新田町、下関町、三林町、釈迦塚町、田之尻町、坂井町、東今町、西今町、新潟東町、新潟西町、葛巻東町、葛巻西町、葛巻南町	5 人	1 人
	長 岡 市	百束町、福井町		
第 3 被選挙区	三 条 市	東本成寺、西中、五明、東鱒田、西鱒田、金子新田、袋、南入蔵、入蔵新田、長嶺、吉田、片口、如法寺、月岡、土場、西本成寺、直江町	2 人	1 人
第 4 被選挙区	長 岡 市	中之島、猫興野、真弓、野口、六所、鶴ヶ曾根、亀ヶ谷新田、杉之森、中之島高畑、灰島新田、大口、大曲戸新田、大曲戸、坪根、池之島、押切新田、思川新田、中興野、押切川原町、北中之島、中之島中央、南中之島	2 人	

3 組合員である被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

(選挙の時期)

第 3 条 役員の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の通知及び公告)

第 4 条 選挙の期日は、その期日から 5 日前までに書面をもって総代に通知し、かつ、公告するものとする。

2 前項の通知及び公告には、投票開始の時刻、投票所、開票所、選挙する理事又は監事の数（被選挙区ごとのそれぞれの数。以下同じ。）及び投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数に記載するものとする。

(選挙の管理等)

第 5 条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。

第 6 条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第 8 条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

第 7 条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

第 8 条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見をきいて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 第 5 条第 2 項の場合には開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

第 9 条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙にかかる役員の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

第 10 条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中から各 2 人を指名するものとする。

2 選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。

3 役員の候補者は、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることできない。

(選挙の制限)

第 11 条 選挙は、総代の半数以上が出席しなければこれを行うことができない。

(投票)

第 12 条 投票は、選挙の当日、総代自ら、総代名簿との対照を経て投票用紙に理事又は監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において総代に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数、1 人とする。

4 第 4 条の規定により公告した投票開始の時刻に総代会に出席していない者は、投票することができない。

第 13 条 投票の拒否は、投票立会人の意見をきいて、投票管理者が決定するものとする。

(投票の無効)

第 14 条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 理事又は監事の候補者の氏名の外他事を記載したもの。

ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

三 理事又は監事の候補者以外の者の氏名を記載したもの

四 被選挙権のない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの

五 理事又は監事の候補者の氏名を自書しないもの

六 理事又は監事の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

七 投票用紙に記載すべき数を上回る数の理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの

八 当該被選挙区に所属しない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第 15 条 組合員でなければ、役員に立候補し、又は役員の候補者を推薦することができない。

2 役員に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から選挙の期日の 3 日前までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。

3 役員の候補者を推薦するには組合員 5 人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

4 この土地改良区は、役員の候補者となった者の住所、氏名、所属被選挙区

名、理事又は監事の別及び立候補又は被推薦の別を選挙の期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

5 役員の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は役員の候補者が死亡し、若しくは第17条の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第16条 その所属する被選挙区からでなければ役員に立候補し、又は役員の候補者に推薦されることができない。

2 理事の候補者となった者は、同時に監事の候補者となることができず、監事の候補者となった者は、同時に理事の候補者となるできない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、役員の候補者となるできない。

(立候補等の辞退とみなされる場合)

第17条 役員の候補者が前条第3項の規定により役員の候補者となるできない者となったときは、役員の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

ただし、選挙すべき理事又は監事の数で有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第19条 理事若しくは監事の候補者の数その選挙において選挙すべき理事若しくは監事の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該役員の候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の場合において、当該役員の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見をきいて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第20条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する被選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第 21 条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から 7 日以内に当選を辞退する旨の届け出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第 22 条 当選人の数がその選挙において選挙すべき理事又は監事の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第 18 条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び役員の就任)

第 23 条 選挙管理者は、第 21 条第 2 項（前条第 2 項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、役員に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任役員の任期満了後における第 24 条の規定による当選、第 25 条の規定による当選及び第 27 条の規定による選挙並びに土地改良法（以下「法」という。）第 29 条の 3 の規定による改選、法第 29 条の 4 の規定による選挙及び法第 134 条第 2 項の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消の場合の措置)

第 24 条 法第 136 条の規定により当選の取消があったときは、理事長は、直ちに第 18 条の例により当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第 20 条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第 25 条 第 18 条から第 22 条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき理事又は監事の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第 136 条の規定による選挙若しくは当選の取消の場合（前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠役員の繰上補充)

第 26 条 選挙後 1 箇年以内に役員の欠員が生じた場合において、第 18 条第 1 項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第 18 条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第 20 条から第 23 条までの規定を準用する。

(補 欠 選 挙)

第 27 条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。

ただし、欠員数が理事の定数の 3 分の 1 未満であるとき、若しくは監事の定数の 3 分の 2 未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前 3 箇月以内であるときは、監事が 1 人となる場合を除き、次の総代会まで補欠選挙を行わないことができる。

(総 選 挙)

第 28 条 理事及びその当選人又は監事及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

